

令和7年5月9日飯塚市告示第155号の一部を修正する告示を次のように定める。

令和7年5月19日

飯塚市長 武 井 政 一

誤	飯塚市告示第155号 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、次のとおり公表する。 令和6年5月9日 (以下略)
正	飯塚市告示第155号 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、次のとおり公表する。 令和7年5月9日 (以下略)